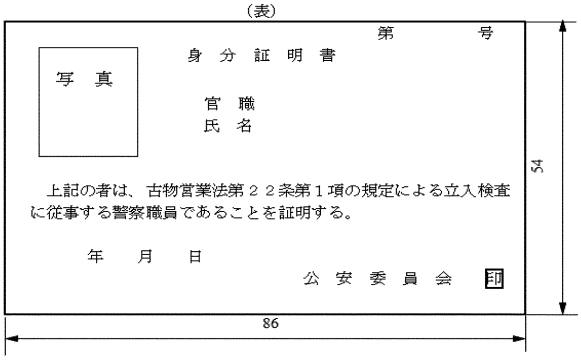
［様式を削る。］

別記様式第１６号の１０（第２０条関係）

（表）



（裏）

古物営業法（抜粋）

第２２条　警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第１０条第１項の競り売り（同条第３項及び第４項に規定する場合を除く。）の場所に立ち入り、古物及び帳簿等（第１８条第１項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。（略））を検査し、関係者に質問することができる。

２　前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

３・４　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第１７号（附則第３条関係）

営業所等届出書

金券類に係る古物営業に関し、古物営業法の一部を改正する法律附則第３条第２項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

㊞

許可の種類	1.古物商　2.古物市場主
許可証番号	
許可年月日	年　月　日
（ふりがな） 氏名又は名称	

金券類を取り扱う営業所又は古物市場

（ふりがな） 名称	
所在地	電話（　）　－　番

記載要領

1　「許可の種類」欄は、該当する数字を○で囲むこと。

2　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第１６号の１０（第２０条関係）

（表）

（裏）

古物営業法（抜粋）

第２２条　警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第１０条第１項の競り売り（同条第２項及び第３項に規定する場合を除く。）の場所に立ち入り、古物及び帳簿等（第１８条第１項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。（略））を検査し、関係者に質問することができる。

２　前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

３・４　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。